

(様式第1号)

奈良県地域貢献サポート基金 団体登録申請書

令和7年12月22日

奈良県知事殿

応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、以下の添付書類とともに提出します。

団体名 奈良県断酒連合会
代表者職氏名 会長 濱田 剛

団体名	奈良県断酒連合会		
主たる事務所の所在地	〒639-0224 香芝市別所 160-54 (事務局宅)		
代表者職氏名	会長 濱田 剛		
活動の開始年月 ※法人にあっては設立 登記年月日	昭和47年7月	会員総数	112名
活動の分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()		
主な活動地域 (市町村)	奈良県北中部		
これまでの 主な活動実績	1. 断酒会例会の開催 (各地域断酒会各支部にて週1回の開催を基本) 2. 研修会の開催 (一日研修会 (本人、家族、女性酒害者)、一泊研修会) 3. 研修会等への参加 (全国大会、近畿ブロック大会など) 4. 啓発活動の実施 (県民セミナー、飲酒運転根絶キャンペーンビラ配りなど)		
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組 みたい活動内容)	私たちはアルコール依存症者本人やご家族などが回復に向かうための自助グループです。お酒は一人で止めることは難しく、同じ悩みを持つ仲間と時間を共有することで回復しやすくなります。そのため、例会や研修会への参加を大切にしています。皆様から頂いたご寄付は研修会の開催費用等に充てさせていただき、一人でも多くの仲間を酒害から回復していただけるよう活用したいと思っております。どうか温かいご支援を賜りますよう、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。		
ホームページ	有 (URL http://nara-danren.com/) / 無		

[添付書類]

- ・団体の定款、規約、会則等(※)
- ・団体役員名簿(※)
- ・直近1年間の事業報告書(※)
- ・直近1年間の収支計算書(※)

(※) 特定非営利活動法人の場合については、提出不要です。

奈良県断酒連合会 会則

改訂来歴

昭和 51 年 制定	
平成 31 年 改訂	第 4 条 (事業) 変更 第 5 条 (役員) 変更 第 6 条 (役員) 追加・変更 第 11 条 (会議) 第 13 条 (予算) 第 14 条 (改正) 挿入 施行細則第 1 条 (代議員) 変更 施行細則第 6 条 (会長の年齢制限) 変更 施行細則第 7 条 (役員を選出) 追加・変更 表彰規定 (表彰式・表記) 変更
令和 3 年 改訂	第 2 条 (事務所) 変更 第 5 条 (役員) 変更 第 15 条 (事務局) 変更 施行細則第 7 条 (役員を選出) 追加・変更

公益社団法人全日本断酒連盟

奈良県断酒連合会

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 本連合会は奈良県断酒連合会という。

【事務所】

第 2 条 本連合会は事務所を本連合会連合会統括担当宅におく。

【目 的】

第 3 条 本連合会は、酒害に関する啓発を行うとともに、県下の断酒組織の結成を促す等により、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することをもって目的とする。

【事 業】

第 4 条 本連合会は公益社団法人全日本断酒連盟に加入し、この事業に積極的に協力すると共に、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 酒害の啓発並びに酒害相談
- (2) 講習会・講演会・レクレーション等の開催
- (3) 記念行事の開催
- (4) 機関誌の発行・ホームページの開設、運営
- (5) その他本連合会の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員

【会 員】

第 5 条 (1)本連合会の会員は、すべて自動的に公益社団法人全日本断酒連盟と本連合会の会員の資格を得る。

(2)会員になる者は、本連合会に地域断酒会を通して報告しなければならない。

第 3 章 役 員

【役 員】

第 6 条 本連合会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
連合会統括担当	1 名
行政・医療担当	1 名
会 計	1 名
ソフトボール部代表	若干名
せいりゅう編集部	若干名
理 事	若干名
主任監査	1 名
会計監査	1 名
顧問及び相談役	若干名

アメシスト責任者

若干名

【役員を選出】

第7条(1)会長及び主任監査・会計監査は、総会において選出する。

(2)副会長は地域断酒会の代表者がこれに当たる。

(3)理事は地域断酒会から推薦し会長がこれを指名する。

(4)主任監査・会計監査に事故あるときは、理事会の指名により会員中より選任する。

【役員の任務】

第8条(1)会長は、本連合会を代表し、その業務を統轄する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3)理事は、理事会を組織し業務を執行する。

(4)主任監査・会計監査は、会計の担当業務を監査し、その結果を総会において報告する。

【役員任期】

第9条(1)役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、主任監査は4年とし、再任を妨げない。

会計監査は2年とする。

(2)補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(3)役員辞任又は任期満了の場合であっても、後任者が就任するまでは、前任者はその職務をおこなうものとする。

第4章 会 議

【会 議】

第10条 会議は総会及び理事会とする。

第11条(1)総会は、第5条の会員を持って構成する。

(2)理事会は、役員をもって構成する。

【議決事項】

第12条 本会則に規定するもののほか、次の事項は総会の決議または総会の承認を得なければならない。

(1) 事業計画および予算

(2) 事業報告および決算

(3) 会費徴収方法

(4) 顧問および相談役の選任

(5) その他理事会において必要と認める事項

第 5 章 会 計

【予算および決算】

第 13 条 会長は、毎年度の予算を理事会の認定に付し、かつ総会の議決を経てこれを定め、決算については年度終了後の 3 ヶ月以内に会計監査を経て、理事会の認定を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 会 則 の 改 訂

【会則の改訂】

第 14 条 この会則は、理事会において役員現在数の 3 分の 2 以上の議決及び、総会の 4 分の 3 以上の同意を得なければ改訂することができない。

第 7 章 事 務 局

【事務局】

第 15 条 本連合会の事務を処理するために連合会統括担当・行政・医療担当を置く。

以上

施 行 細 則

第 1 条【総会代議員】

地域断酒会は

- (1) 4 月 1 日時点の全断連に求められた時に提出する会員名簿（1, 2, 3 月のうち 2 ヶ月以上会費を納入した者）に掲載された者を連合会の会員とする。
- (2) 本連合会総会に際し、地域断酒会は所属断酒会の代表として各支部の会員 3 名につき 1 名の割合で総会代議員を選出する。端数がある場合は四捨五入する。また、総会代議員は会員である事を要する。
- (3) 前年度の理事は定期総会の総会代議員とする。

第 2 条【会 費】

会費の額は、下記の通りとする。

地域断酒会の会員 1 名につき月額 7 0 0 円とする。

第 3 条【総 会】

総会は本施行細則第 1 条の総会代議員を以て構成する。

第 4 条【会費の納入方法】

地域断酒会は連合会の会費を取りまとめて連合会会計へ納入するものとする。

第 5 条【断酒会の発足と廃止】

地域断酒会の発足並びに廃止は連合会理事会の議決による。

第 6 条【会長の年齢制限】

会則第 7 条(1)に規定する会長は、本連合会の運営上、やむを得ない場合を除き、満 7 5 歳を超えて選出・再任されない。

第 7 条【役員を選出】

会則第 6 条に規定される役員を選出の基準を以下に掲げる。

- (1) 会長、連合会統括担当、行政・医療担当、会計は理事会で推薦し、選出する。
尚、会則第 7 条により会長、主任監査、会計監査は総会において選出。連合会統括担当・行政・医療担当、会計、は会長が指名する。
- (2) 副会長は会則第 7 条(2)により、地域断酒会の代表者がこれに当たる。
- (3) 地断からの理事の推薦
地断事務局長と地断各支部長を推薦、会長の指名を得て、この任に当たる。ただし、支部長が理事として出席することが出来ない場合、他の者を立てる事が出来る。この他の者は、他の連合会役員を兼ねる事は可能であるが、必ず支部から 1 名は理事として選出することが望ましい。
- (4) 会計監査は主任監査 1 名、各地断持ち回りの会計監査 1 名とし 2023 年度に改めて

システムを見直す。

なお、平成 27 年度に限り会計監査は任期 1 年、平成 28 年度から任期 2 年とする。

(5) その他の役員

相談役、ソフトボール代表、せいりゅう編集部などその他の役員に各地断への割り当てはなく、連合会全体の中から適任者を選び、会長がこれを指名する。

(6) 役員 of 理事会への出席義務

以上に掲げる理事会の役員は、会長が特に認めるものを除き理事会に出席しなければならない。

役員が欠席する場合は地断会長、事務局等を通じて代理、または委任する者の氏名を含めて会長に報告を要する。

尚、代理を立てるなどして、少なくとも支部から 1 名は理事会に出席することが望ましい。

上記役員が連続して理事会に出席できなくなった場合、地域断酒会の会長の責任において速やかに交代のものを選出、理事会に報告して会長の承認を得なければならない。

第 8 条【家族に対する会議への参加要請】

会則第 10 条に規定される会議に家族への参加を以下の基準で要請する。

- (1) 総会には、本年度の家族会長、副会長、事務局長に対してオブザーバーとして参加を要請、議決権はないが発言権は認める。
- (2) 理事会には、前年と本年の家族会長、本年の事務局長にオブザーバーとして参加を要請、議決権はないが発言権は認める。
- (3) 両会議において、連合会役員人事に対する家族の発言は認めない。

表 彰 規 定

断酒表彰

【目 的】(1) 本会会員の断酒継続が自己の充実を図ると共に、本会の活力ある断酒会活が行われることを目的とする。

【対 象】(1) 本会会員として在籍し、断酒の継続を図ると共に地域断酒会の行う諸行事に参加し、所定の会費を納入する。

(2) 本会会員として所定の期間、断酒継続したものを対象とする。

【種 類】(1) 断酒歴 10 年、20 年、30 年……と 10 年ごとの節目とする。

【申 請】(1) 本会会員の自己申告とし、該当者を地域断酒会の会長が連合会本部に申請する。

【表彰式】(1) 会則第 4 条(3)に規定する、記念行事に於いて表彰式を行う。

【特例】奈良県若しくは各市町村から「特別命令・避難指示」が発令された場合は

「断酒会会員・家族」の安全確保に会長が「理事会中止指示」を発令する。
また、総会時に議題に関わる議定案が有るときは、総会にて賛否を取る。

【総会理事】 全日本断酒連盟の代議員は「任期 2 年」地域断酒会会員数 \div 5/1 名
正し、任期中に退会したときは速やかに会長に報告。

奈良県断酒連合会「総会代議員」は年度 4 月 1 日現在の会員数の 3 \div 1 名
連合理事は役員とみなす。

第1号議案 令和6年度事業報告

1. 全断連関連事業

- 1) 6月22日, 全日本断酒連盟全国評議委員会, L stay & grow 晴海, 濱田
- 2) 6月23日, 第14回全日本断酒連盟定時社員総会, L stay & grow 晴海, 濱田
- 3) 9月14、15日, 全断連セミナー, 愛知県美浜少年自然の家, 濱田、井上
- 4) 10月13日, 第61回全国(大阪)大会, フェニーチェ堺, 64名

2. 近畿ブロック関連事業

- 1) 4月14日, 近畿ブロック代表者会議, 三重県断酒の家, 本 3名
- 2) 7月14日, 近畿ブロック代表者会議, 和歌山県民文化会館, 本・家・ア 7名
- 3) 8月11日, 第51回近畿ブロック(兵庫)大会, 神戸文化ホール, 42名
- 4) 9月29日, 近畿ブロックソフトボール(兵庫)大会, 吉川総合運動公園
- 5) 10月27日, 近畿ブロック代表者会議, 神戸市中央区文化センター, 本 4名
- 6) 1月12日, 近畿ブロック代表者会議, 城東区民センター, 本・ソ 4名

3. 連合会関連事業

- 1) 5月11日, 第13回アメシスト一日研修会, 大和郡山市市民交流館
- 2) 5月19日, 令和6年度奈良県断酒連合会定期総会, 大和郡山市社会福祉会館
- 3) 7月21日, 連合会合同例会, 生駒市 たけまるホール
- 4) 8月25日, 連合会創立52周年記念例会, 奈良公園バスターミナル
- 5) 10月11日, 精神保健福祉事業功労者厚生労働大臣表彰, 栃木県総合文化センター、受賞者: 濱田
- 6) 11月3日, 連合家族会一日研修会, 春日野国際フォーラム薨
- 7) 11月10日, 飲酒運転根絶キャンペーンビラ配り, 運転免許センター
- 8) 11月10日, 連合会合同例会, 奈良市 はぐくみセンター
- 9) 11月17日, アルコール関連問題県民セミナー(北部), たけまるホール
- 10) 12月20日, アルコール健康障害セミナー(協力参加), 中和保健所
- 11) 1月18日, かしはら福祉祭り, 橿原文化会館前広場
- 12) 2月1、2日, 第45回連合一泊研修会, 天理教飾東詰所
- 13) 3月2日, 連合会合同例会, 奈良若草 大和郡山市社会福祉会館
- 14) 毎月第1日曜日, 連合会理事会, 大和郡山市社会福祉会館他
- 15) 毎月第4月曜日, 断酒会メッセージ, 西大寺植松C、吉田病院
- 16) 毎月第2土曜日, 新生会病院地域別院内例会, 新生会病院

第2号議案 令和6年度決算

令和6年度決算
収入計

科目1	説明	予算	決算	備考
会費		672,000	650,300	700円×929口
アメシスト助成金	全断連より	10,000	10,000	
近畿B協議会助成金	今期開催なし			
一泊研修会参加費		500,000	179,791	
寄付等		10,000	45,000	
せいりゅう広告費		160,000	160,000	
賛助会員			10,000	
その他				
繰越金		972,147	972,147	
合計		2,324,147	2,027,238	

科目1	科目2	予算	決算	備考
対外活動費	記念行事		27,229	
	県民セミナー	30,000	20,000	
	新生会病院交流会	50,000	87,296	阪和いずみ含む
宣伝・広報活動費	せいりゅう	205,000	150,000	
	お酒でお悩みの方へ	30,000	62,000	
	HP作成	35,000	35,000	
	啓発週間チラシ刷込み	30,000		
	かしはら福祉祭り		19,145	
各種助成金	全国大会参加費助成	150,000	192,000	
	レクレーション助成	200,000		
	断酒学校参加費助成	75,000	137,000	
	アメシスト活動費助成	50,000	50,000	
	近畿ブロック大会参加助成		188,575	
対外交流費	全断連セミナー	100,000	35,757	
	近畿ブロック協議会	100,000		近畿B大会参加助成へ
クラブ活動費	ソフトボールクラブ	50,000	14,000	
	ソフト保険助成	10,000		
会議・内部研修費	会場費	10,000	2,000	
需用費	事務局費	100,000	151,373	
	交際費	20,000	11,620	
	雑費	10,000		
その他費用	備品+倉庫借用等	130,000	174,060	R6支出計1,357,055
支出計		1,385,000	1,357,055	
繰越金		939,147	670,183	
合計		2,324,147	2,027,238	

会計監査報告

奈良県断酒連合会の令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）会計収支決算について領収書及び収支報告書に基づき監査の結果正確であることを認めます。

令和7年5月15日

奈良県断酒連合会
代表者 断酒会

会計監査 森田 澄 雄

こんにちは！ 奈良県断酒連合会です！



私たち奈良県断酒連合会は酒害者(お酒で悩む人たち)による酒害者のための自助グループです。

同じ悩みをもった仲間同士で助け合い、励ましあい、新しい人生を目指しています。

また、医療・行政と連携し酒害者を援助する活動も行っております。



奈良県断酒連合会創立53周年記念行事



会員&患者&医療を交えて県南部(大淀)例会



かしはら福祉祭りへの参加にて断酒会啓発活動



一泊研修会(県外からの参加者も多数)



飲酒運転撲滅運動・運転免許センターにてティッシュ配り



全国大会(愛知)参加



近畿ブロック大会(大阪)参加

